

議案第59号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」等の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等(以下「条例等」といいます。)の一部を改正します。

1 改正理由

安心して子どもを預けられる体制整備のため、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部が改正され、子どもの人数に応じて必要となる保育士等の配置の基準が、満3歳については20対1から15対1に、満4歳以上児については30対1から25対1に変更されたことを踏まえ、条例等の一部を改正します。

2 改正内容

国の基準変更を踏まえ、以下のとおり保育士等の配置の基準を変更します。

- (1) 満3歳児について、20対1から15対1に変更
- (2) 満4歳以上児について、30対1から25対1に変更

3 施行期日

令和7年4月1日

4 改正する条例

1	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2	港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
3	港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
4	港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（職員）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2 保育士の員数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とすることとする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時二人を下回ってはならない。</p> <p>（後略）</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>（前略）</p> <p>（職員）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2 保育士の員数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とすることとする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時二人を下回ってはならない。</p> <p>（後略）</p>

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第
二条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員として、次に掲げる基準を満たす数の職員を置かなければならない。この場合において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、常時二人を下回ってはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 満三歳以上満四歳未満の園児おおむね十五人につき一人以上</p> <p>四 満四歳以上の園児おおむね二十五人につき一人以上</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園には、園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員として、次に掲げる基準を満たす数の職員を置かなければならない。この場合において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、常時二人を下回ってはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 満三歳以上満四歳未満の園児おおむね二十人につき一人以上</p> <p>四 満四歳以上の園児おおむね三十人につき一人以上</p> <p>4～6 (略)</p>

(後略)

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(後略)

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、認定こども園には、次に掲げる基準を満たす数の保育従事職員を置かなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 満三歳以上満四歳未満の子もおおむね十五人につき一人以上</p> <p>四 満四歳以上の子もおおむね二十五人につき一人以上</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、認定こども園には、次に掲げる基準を満たす数の保育従事職員を置かなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 満三歳以上満四歳未満の子もおおむね二十人につき一人以上</p> <p>四 満四歳以上の子もおおむね三十人につき一人以上</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(後略)</p>

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第四条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職員)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五人</u>につき一人 (法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五人</u>につき一人</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第三十二条 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十人</u>につき一人 (法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十人</u>につき一人</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第三十二条 (略)</p>

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち十分の六以上は保育士とする。

一・二 (略)

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人
(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 (略)

(中略)

(職員)

第四十六条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることとはできない。

一・二 (略)

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人
(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち十分の六以上は保育士とする。

一・二 (略)

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人
(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 (略)

(中略)

(職員)

第四十六条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることとはできない。

一・二 (略)

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人
(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

<p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち十分の六以上は保育士とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十五人につき一人 (法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち十分の六以上は保育士とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人 (法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>
--	---

港区内保育施設の定員及び職員数について

1 区立保育園・認定こども園・港区保育室

令和6年4月1日現在（単位：人）

園名	上段：園児定員 下段：職員数			フリー	障害児 加配
	3歳児	4歳児	5歳児		
芝保育園	30	30	30	1	6
	4	2	2		
芝公園保育園	30	30	30		4
	2	2	2		
神明保育園	30	30	30	6	
	2	2	2		
麻布保育園	27	27	27		8
	3	3	3		
飯倉保育園	24	28	28		5
	3	2	1		
南麻布保育園	18	18	18		6
	2	2	2		
西麻布保育園	24	24	24	1	4
	2	2	2		
本村保育園	20	20	20	1	3
	2	2	1		
東麻布保育園	30	30	30		
	3	3	2		
元麻布保育園	31	31	31	5	
	3	4	3		
赤坂保育園	20	20	20		4
	2	2	2		
南青山保育園	26	26	26	1	4
	2	2	2		
青山保育園	24	24	24	1	4
	3	2	1		
白金保育園	20	20	20	1	6
	2	2	2		
伊皿子坂保育園	30	30	30	1	6
	2	3	2		

高輪保育園	25	28	28		6
	3	2	2		
神応保育園	24	24	24	14	
	2	1	1		
台場保育園	24	24	24		8
	3	3	2		
こうなん保育園	27	27	27		7
	3	3	3		
たかはま保育園	30	30	30	8	1
	3	3	2		
しばうら保育園	36	46	46	7	
	3	4	4		
しばうら保育園 分園	10	/	/	4	
	2	/	/		
芝浦アイランド こども園	32	42	42	1	
	5	4	5		
芝公園二丁目保育室	10	15	20	2	1
	3		2		
青南保育室	13	15	20	4	1
	1	1	1		
第二青南保育室	12	10	15	4	
	1	1	1		
桂坂保育室	25	25	25	6	
	2	1	1		
志田町保育室	25	25	25	1	2
	3	2	2		
白金三丁目保育室	10	5	10		
	1	1	1		
たまち保育室	25	25	25	2	3
	2	2	1		
芝浦橋保育室	36	30	20		1
	2	2	2		
五色橋保育室	10	10	5	1	1
	1	1	1		

※園児定員・職員数が「/」となっている区分は、クラス設定がありません。

※障害児加配は、障害児協議会で加配が必要と判断した職員数です。

2 私立認可保育園

令和6年4月1日現在 (単位：人)

園名	上段：園児定員 下段：職員数			フリー	障害児 加配
	3歳児	4歳児	5歳児		
愛星保育園	15	11	9	5	2
	2	1	1		
みなと保育園	12	12	12	3	
	2	2	1		
ベネッセ港南保育園	10	10	10	1	
	4				
アスク芝浦4丁目 保育園	10	10	11	2	1
	1	1	1		
まなびの森保育園 麻布	11	11	11	1	1
	1	1	1		
ミアヘルサ保育園 ゆらりん港南	12	15		3	
	1	1			
小学館アカデミー 南青山保育園	6	6	9	1	
	1	1			
アイグラン保育園 赤羽橋	10	10	10	2	
	1	1	1		
にじのいるか保育園 芝浦	11	10	9	3	
	1	1			
アイグラン保育園 元麻布	10	10	10	2	
	1	1	1		
ミアヘルサ保育園 ゆらりん白金	9	9	9	2	
	1	1	1		
まちの保育園 六本木分園	14	9	9	2	
	2	1	1		
太陽の子南麻布 保育園	12	12	12	4	
	1	1	1		
アイグラン保育園 青山一丁目	10	10	10	1	
	1	1	1		
太陽の子南青山 保育園	9	9	9	2	1
	1	1			
高輪夢保育園	9	9	9	4	
	1	1	1		
ニチイキッズ白金台 保育園	12	12	12	2	
	1	1	1		

太陽の子芝浦三丁目 保育園	9	9	9	2	
	1	1			
太陽の子三田保育園	1 2	1 2	1 2	3	
	1	1	1		
太陽の子芝浦一丁目 保育園	1 2	1 2	1 2	3	
	1	1	1		
グローバルキッズ 虎ノ門保育園	1 0	1 0	1 0	1	2
	1	1			
アイグラン保育園 南麻布	1 8	1 8	2 0		
	2	1	1		
赤坂ちとせ保育園	9	9	9	2	
	1	1			
グローバルキッズ 港南保育園	1 8	1 8	1 8	1	
	2	1	1		
太陽の子三田五丁目 保育園	1 0	1 2	1 2	1	
	1	1	1		
太陽の子シーバンス 保育園	2 0	1 6	1 5	2	2
	1	1	1		
アスク芝公園保育園	1 1	1 1	1 1	2	
	1	1	1		
太陽の子赤坂保育園	1 0	1 2	1 2	2	2
	1	1	1		
ミアヘルサ保育園 ゆらりん高輪	1 9	2 0	2 0	8	2
	1	1	1		
アンジェリカ田町 保育園	1 1	1 1	1 1	5	
	1	1	1		
こころ新橋保育園	1 1	1 1	1 1	1	
	1	1	1		
AIAI NURSERY 麻布十番	9	9	9	2	2
	1	1	1		
ふたばクラブ港南 保育園	5	5	5	1	
	1	1			
コスモス西麻布 保育園	1 0	1 0	1 0	1	1
	2	2	2		
高輪さつき保育園	1 1	1 1	1 1	3	2
	1	1	1		
小鳩ナーサリー スクール浜離宮	6	6	6	3	
	1	1			

ふたばクラブ東麻布 保育園	1 0	1 0	1 0	2	4
	1	1			
えほんのもり白金台 保育園	7	7	7	2	1
	1	1			
さくらさくみらい 高輪	1 4	1 0	6	1	2
	1	1	1		
ミアヘルサ保育園 ひびき白金高輪	8	5	8		
	1	1	1		
ミアヘルサ保育園 ゆらりんはあと	1 0	1 0	1 0	3	1
	1	1	1		
ミアヘルサ保育園 ゆらりん港南緑水	1 9	2 0	2 0	4	4
	2	2	2		
デイジー保育園芝浦	1 0	1 0	1 0	2	1
	1	1			
ニチイキッズ 芝公園保育園	8	8	8	1	1
		1			
まなびの森保育園 麻布十番	1 1	1 1	1 1	1	
	1	1			
麻布十番ちとせ 保育園	1 1	1 1	1 1	1	
	1	1	1		
赤坂山王保育園	2 2	2 2	2 2	3	2
	2	1	1		
赤坂クレア保育園	1 0	8	2		
	1	1	1		
ほpperランド 高輪二丁目	1 1	1 1	1 1	2	
	1	1	1		
にじいろ保育園 海岸三丁目	2 4	2 4	2 4	3	1
	2	1	1		
うれしい保育園 白金高輪	1 1	1 1	1 1	1	
	1	1	1		
おはよう保育園 ののあおやま	4	3	2	2	
	1	1			
にじいろ保育園竹芝	6	6	6		
	1	1			
s a k u r a 保育園 六本木	1 2	1 2	1 2	1	1
	1	1			
リトルパルズ保育園 六本木	1 2	8	7	3	
	1	1			

アイグラン保育園 白金台	13	10	5	1	
	1	1			
にじいろ保育園新橋	12	12		2	1
	1				
汐留サーノ保育園	15	15	15	7	1
	2	1	1		
太陽の子芝浦二丁目 保育園	9	9	9	1	1
	2				
スターチャイルド 白金高輪ナーサリー	9				
	1				

※園児定員・職員数が「/」となっている区分は、クラス設定がありません。

※障害児加配は、障害児協議会で加配が必要と判断した職員数です。

※にじいろ保育園竹芝分園・にじいろ保育園三田・まちの保育園六本木・まちの保育園南青山・みつばち保育園・ポピンズナーサリースクール芝浦ベイは、3～5歳児クラスの設定がありません。